

四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第21号

四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則
四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則（平成15年四日市市規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、不妊治療を行っている夫婦（法律上の婚姻をしている夫婦（<u>法律上の婚姻をしていた配偶者と死別した者を含む。</u>）以下「法律婚夫婦」という。）及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦（以下「事実婚夫婦」という。）をいう。以下同じ。）に対し、不妊治療に係る経費の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図り、もって少子化対策に寄与することを目的とする。</p> <p>(助成額)</p> <p>第5条 助成金の額は、自己負担額及び当該申請に係る証明書料の合計額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。）とする。ただし、1回の申請においては<u>5万円</u>を限度とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、不妊治療を行っている夫婦（法律上の婚姻をしている夫婦（以下「法律婚夫婦」という。）及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦（以下「事実婚夫婦」という。）をいう。以下同じ。）に対し、不妊治療に係る経費の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図り、もって少子化対策に寄与することを目的とする。</p> <p>(助成額)</p> <p>第5条 助成金の額は、自己負担額及び当該申請に係る証明書料の合計額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。）とする。ただし、1回の申請においては<u>10万円</u>を限度とする。</p>

第1号様式の2から第1号様式の4までを次のように改める。

四日市市不妊治療医療費助成金交付実績報告書(一般不妊治療分)

医療機関等証明欄(主治医が記入してください。)

(ふりがな) 受診者氏名	夫	()	妻	()
受診者生年月日	年 月 日 (歳)		年 月 日 (歳)	
今年度の治療期間 (1年度ごとに作成 してください)	年 月 日 ~		年 月 日	
不妊治療の内容	<input type="checkbox"/> 人工授精 <input type="checkbox"/> タイミング法 <input type="checkbox"/> 検査・診察 <input type="checkbox"/> 画像診断・処理 <input type="checkbox"/> 投薬 <input type="checkbox"/> その他			
1年度中に不妊治療 に要した医療費の内 自己負担額(文書料 含む)	(うち保険適用分		円 円)	
<p>上記の者については、不妊治療を実施し、これに係る医療費を上記のとおり領収したことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所在地 医療機関等 名称 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>四日市市長</p>				

四日市市不妊治療医療費助成金交付実績報告書(特定不妊治療分)

医療機関等証明欄(主治医が記入してください。)

(ふりがな) 受診者氏名	夫 ()	妻 ()
受診者生年月日	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)
今回の治療方法	A B C D E F 該当する記号に○を付けて下さい	日本産科婦人科学会 UMIN 個別調査票 登録の有無 有(症例登録番号) 無
今回の治療期間 (治療1周期ごとに 作成してください)	年 月 日 ~	年 月 日
不妊治療の内容	<input type="checkbox"/> 体外受精 <input type="checkbox"/> 顕微授精	
特定不妊治療に要した医療費(文書料含む)	(うち保険適用分	円 円)
男性不妊治療 男性不妊治療費助成事業受診等証明書 (第1号様式の4)がある場合のみ記入	実施医療機関名	治療費 円 (上記領収金額に 含む 含まない)
上記の者については、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を上記のとおり領収したことを証明します。		
年 月 日		
所在地 医療機関等 名称 氏名 印		
四日市市長		

※) 日本産科婦人科学会 UMIN 個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください。

(注) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1~3周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

(注) 採卵に至らないケース(女性への侵襲的治療のないもの)は助成対象となりません。

○男性不妊治療費のうち助成の対象となる治療は次のとおりです。

- ・特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法(TESE)または精巣上体内精子吸引採取法(MESA)、その他精子を精巣または精巣上体から採取するための手術等。但し、保険外診療に限る。
- ・指定医療機関からの紹介等により、他医療機関で治療したものを含む。

第1号様式の4（第4条関係）

男性不妊治療費助成受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療に至る過程の一環として、男性不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記の通り徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地
主治医氏名

印

医療機関記入欄（主治医が記入してください。）

(ふりがな) 受診者氏名	夫	()	妻	()
受診者生年月日	年 月 日 (歳)		年 月 日 (歳)	
今回の治療期間	年 月 日 ~		年 月 日	
領収金額	[今回の治療にかかった金額合計] 領収金額 円 (うち保険適用分 円)			
特定不妊治療を実施する医療機関名				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則（以下「新規則」をいう。）の規定は、令和4年4月1日以後に開始した不妊治療に対する医療費の助成から適用し、同日前に開始した不妊治療に対する医療費の助成については、なお従前の例による。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

- 3 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和3年四日市市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例施行規則 (平成30年四日市市規則第64号)	(略)	
四日市市母子保健法施行細則 (平成20年四日市市規則第50号)	(略)	
(略)		

改正前
(押印の省略)

第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 (平成13年四日市市規則第43号)	(略)	
<u>四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則(平成15四日市市規則第28号)</u>	<u>第1号様式及び第1号様式の2(申請者欄に限る。)</u>	<u>署名をした場合に限る。</u>
四日市市母子保健法施行細則 (平成20年四日市市規則第50号)	(略)	
(略)		

(こども未来部こども保健福祉課)